平成２１年（フ）第３０４７号
愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字諏訪93番地
債務者　高谷加代子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４７７号
名古屋市天白区八幡山155番地　山田アパート10号
債務者　古市　勝広
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１９８号
鹿児島県鹿屋市白崎町８番25号
債務者　小瀬戸裕二
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
鹿児島県鹿屋市串良町有里869番地１
債務者　中西　美香
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２０２号
鹿児島県鹿屋市海道町911番地22
債務者　中村　美保
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第２０３号
鹿児島県曽於郡大崎町神領2386番地２
債務者　上村　清和
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月22日まで　鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２１年（フ）第６５８号
青森市古川３丁目16番３号　新亀ビル201号
債務者　田村　　誠
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
青森県十和田市東二十四番町12番30号　コーポ八重102号
債務者　野月　政人
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第１６２号
青森県十和田市大字三本木字一本木沢96番地６
債務者　関野　裕貴
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第８１４号
奈良市三条桧町30番６号
債務者　中島　綾子
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２５３号
松江市坂本町272番地１
債務者　小柴伊佐子
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５５号
松江市坂本町272番地１
債務者　小柴　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで　松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第２５１号
福島県いわき市内郷白水町広畑73番地の２
債務者　鈴木真由美
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２６４号
福島県いわき市泉町２丁目７番地の17
債務者　竹田　　智
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第２８０号
福島県双葉郡浪江町大字樋渡字張上町72番地１
債務者　渡部貴美江（旧姓岩倉）
1　決定年月日時　平成21年12月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３３０１号
札幌市白石区栄通２丁目１番８―205号
債務者　伊尾　祐輔
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３３２６号
札幌市北区新川西２条３丁目３番20号
債務者　貝塚里枝子（旧姓高田・伊東）
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第３４８６号
札幌市東区北31条東17丁目１番９―306号
債務者　池田　浩之
1　決定年月日時　平成21年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで　札幌地方裁判所民事第４部